

○奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則

昭和三十七年七月三日

奈良県規則第十七号

〔奈良県看護婦修学資金貸与条例施行規則〕をここに公布する。

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則

(昭三八規則七三・平一四規則四〇・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年三月奈良県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則三五・全改)

(特定施設)

第二条 条例第二条第一項の県内に存する看護師等の確保が特に困難であると認められる施設及び団体で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所
- 二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数が二百床未満の病院
- 三 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院
- 四 児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第六条の二の二第三項の規定により内閣総理大臣が指定した独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関
- 五 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設(主として同法第七条第二項に規定する重症心身障害児を入所させるものに限る。)
- 六 母子保健法(昭和三十九年法律第四十一号)第二十二条に規定する母子健康包括支援センター
- 七 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 八 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
- 九 地域保健法(昭和三十二年法律第一号)第二十四条第二項第一号の規定により定める特定町村
- 十 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所

(昭六一規則二二・全改、平二規則三三・平三規則一二・平五規則四四・平一〇規則二〇・平一一規則五二・平一二規則五六・平一二規則七・平一四規則四〇・平一四規則二七・平一七規則三五・平一八規則一八・平二一規則四四・平二四規則五九・平二五規則一一二・平二六規則五二・平二九規則四七・平三〇規則四六・令五規則四一・一部改正)

(特定病院)

第三条 条例第二条第一項の県内に存する看護師等の確保が困難であると認められる医療法第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるものは、同法第七条の規定により許可を受けた病床数が二百床以上の病院(前条第一項第三号に規定する病院を除く。)とする。

(平二五規則一一二・追加)

(修学資金の貸与の対象とならない看護師等の業務)

第四条 条例第二条第一項の規則で定める看護師等の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 母子健康包括支援センターにおける保健師、看護師及び准看護師の業務
- 二 特定町村における助産師、看護師及び准看護師の業務

(昭六一規則二二・全改、平六規則四七・平一四規則四〇・平一四規則二七・平一七規則三五・一部改正、平二五規則一一二・旧第三条繰下、平二九規則四七・一部改正)

(貸与の申請手続)

第五条 条例第二条第一項に規定する申請をしようとする者は、修学資金貸与申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の修学資金貸与申請書には、保証人となるべき者の保証書(第二号様式)を添付しなければならない。

(平一七規則三五・全改、平二五規則一一二・旧第四条繰下、令三規則四六・一部改正)

(保証人)

第六条 条例第四条第一項の規定による保証人は、二人とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一人は、その法定代理人でなければならない。

(昭六一規則二二・追加、平三規則一二・旧第五条繰下、平一〇規則二〇・旧第六条繰上、平二五規則一一二・旧第五条繰下、平三〇規則四六・一部改正)

(貸与の決定通知)

第七条 知事は、第五条の規定による修学資金貸与申請書の提出があつたときは、審査及び試問のうえ、貸与を適当と認めるときは、修学資金貸与決定通知書（第三号様式）によりその旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(昭六一規則二二・追加、平三規則一二・旧第六条繰下、平一〇規則二〇・旧第七条繰上、平二四規則五九・一部改正、平二五規則一一二・旧第六条繰下・一部改正、令三規則四六・一部改正)

(貸与申請書の提出期限等)

第八条 第五条の修学資金貸与申請書の提出期限及び試問の実施に関する必要な事項は、毎年、知事が定める。

(昭四六規則九六・昭四八規則六〇・一部改正、昭六一規則二二・旧第五条繰下、平三規則一二・旧第七条繰下、平一〇規則二〇・旧第八条繰上、平二四規則五九・一部改正、平二五規則一一二・旧第七条繰下・一部改正)

(借用証書)

第九条 修学生は、条例第二条第二項の規定により修学資金の貸与を受けようとするときは、その都度借用証書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(昭六一規則二二・旧第六条繰下・一部改正、平三規則一二・旧第八条繰下、平一〇規則二〇・旧第九条繰上、平二五規則一一二・旧第八条繰下、令三規則四六・一部改正)

(返還債務の免除の申請手続)

第十条 条例第七条又は第八条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第五号様式）に免除を受けようとする事由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

(平三規則一二・全改、令三規則四六・一部改正)

(返還免除の事由)

第十一条 条例第八条第一項第三号の心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

心身の故障	身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働に著しい制限を加える障害を残すもの
災害	住居又は家財に二分の一以上の損害を与えるもので、債務の返還が困難であると認められるもの

(平三規則一二・全改、平一七規則三五・平二五規則一一二・一部改正)

(返還の方法)

第十二条 条例第九条の規定による修学資金の返還は、最長半年賦（月を単位とする。）の均等払によるものとする。ただし、返還債務を繰上返還することを妨げない。

(分割返還明細書)

第十三条 条例第九条各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、直ちに分割返還明細書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(平三規則一二・追加、令三規則四六・一部改正)

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第十四条 条例第十条の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、履行猶予申請書（第七号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(平三規則一二・追加、平一七規則三五・令三規則四六・一部改正)

(届出)

第十五条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学したとき。

三 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

四 保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。

一 前項第一号又は第四号に掲げる事由に該当するとき。

二 看護師等の免許を取得し、直ちに医療施設等において看護師等の業務に従事したとき。

三 看護師等の業務の従事先を変更したとき。

3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届（第八号様式）にその事実を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出し

なければならない。ただし、第十条の規定により返還債務の免除の申請を行ったとき、及び貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。

(平三規則一二・追加、平一四規則四〇・平一七規則三五・平一七規則六五・平二五規則一一二・令三規則四六・一部改正)

(その他)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(平三規則一二・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

修学資金貸与申請書				
住 所	TEL			
氏名及び 生年月日	年 月 日生			
看護師学 校等	名 称			
	所 在 地			
	入学及び 卒業見込 年月	年 月 入学		
	卒業資格 に係る免 許の種類	年 月 卒業見込		
貸与を受けようとする 修学資金の額	総額 (月額	円 円)	貸与開始 希望年月	年 月
保 証 人	住 所	TEL		TEL
	氏名及び 生年月日	年 月 日生	年 月 日生	
	本人との 続柄			
既に受けた奈良県看護 師等修学資金の有無	1 有 (貸与期間 ~ 、貸与決定番号) 2 無			

奈良県看護師等修学資金の貸与を受けたいので、申請します。

なお、貸与を受けることとなったうえは、奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年3月奈良県条例第50号)及び奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和37年7月奈良県規則第17号)の条項を守ることはもちろん、看護師学校等を卒業した日から1年以内に当該看護師学校等の卒業の資格に係る看護師等の免許を取得し、直ちに奈良県内において看護師等の業務に従事することを誓います。また、保証人に対する請求は、本人に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意します。

年 月 日

奈良県知事 殿

本人
法定代理人 

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

第2号様式(第5条関係)

保 証 書

住所

本人 氏名

上記の者が貸与を受ける奈良県看護師等修学資金について本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

保証人 氏名

㊦

住所

保証人 氏名

㊦

第3号様式(第7条関係)

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

様

奈良県知事



年 月 日付けで申請のありました奈良県看護師等修学資金については、
下記のとおり貸与することに決定したので通知します。

記

貸与決定番号	
貸与金額	総額 円(月額 円)
貸与期間	年 月から 年 月まで

第4号様式(第9条関係)

借 用 証 書

金 円

ただし、 年 月分奈良県看護師等修学資金

上記のとおり借用します。

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号

住所

氏名

法定代理人住所

法定代理人氏名

㊦

㊦

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

第5号様式(第10条関係)

返 還 免 除 申 請 書					
奈良県知事 殿		年 月 日			
		貸与決定番号 住 所 氏 名			
下記のとおり奈良県看護師等修学資金の返還債務の免除を申請します。					
1 貸与を受けた修学資金の額					
2 現在までに返還した額					
3 免除を受けようとする額					
4 看護師学校等の名称及び卒業年月日	名称			卒業年月日	年 月 日
5 看護師等免許の種類、登録番号及び取得年月日	種別	登録番号	第 号	取得年月日	年 月 日
6 看護師学校等卒業後の状況(就業場所・在学学校等の名称及び期間)	就業場所・在学学校等の名称			期 間	
				年 月 日	から
				年 月 日	まで
				年 月 日	まで
7 疾病、育児休業その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事することができなかった期間	事 由	期 間			
		年 月 日	から	年 月 日	まで
		年 月 日	から	年 月 日	まで
8 免除を受けようとする理由					

注 死亡の場合については、保証人が連名で申請してください。

第6号様式(第13条関係)

分割返還明細書				年 月 日
奈良県知事 殿		貸与決定番号		
		住 所		
		氏 名		㊟
		T E L		
<p>奈良県看護師等修学資金貸与条例第9条の規定により、貸与を受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還します。</p> <p>万一、修学資金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。</p>				
貸与期間	年 月から 年 月まで		看護師学校等の名称	
保 証 人	住 所		氏 名	㊟
	住 所		氏 名	㊟
返還金額				
返還期間	年 月から 年 月まで			
返 還 方 法	返 還 の 方 法	賦		
	返 還 予 定 日	日		
	1回の返還額	円		
備 考				

注 返還の方法は、最長半年賦とし、月を単位とします。

第7号様式(第14条関係)

履 行 猶 予 申 請 書						年 月 日	
奈良県知事		殿		貸与決定番号			
				住 所			
				氏 名			
				T E L			
下記のとおり奈良県看護師等修学資金の返還債務の履行猶予を受けたいので申請します。							
1 貸与総額及び貸与期間				円	年 月	から	年 月
2 返還済額及び返還期間				円	年 月	から	年 月
3 返還猶予申請額及び希望する猶予期間				円	年 月	から	年 月
4 看護師学校等の名称及び卒業年月日	名称			卒業年月日	年 月 日		
5 看護師等免許の種類、登録番号及び取得年月日	種別	登録番号	第 号	取得年月日	年 月 日		
6 看護師学校等卒業後の状況(就業場所・在学学校等の名称及び期間)	就業場所・在学学校等の名称				期 間		
					年 月	から	年 月
					年 月	から	年 月
7 看護師等の業務に従事することができなかった期間	事 由	期 間					
		年 月 日	から	年 月 日	まで		
		年 月 日	から	年 月 日	まで		
8 猶予を受けようとする理由							

第8号様式(第15条関係)

死 亡 届 年 月 日 奈良県知事 殿 連帯保証人住所 連帯保証人氏名 奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により下記のとおり届けます。 記	
本人氏名	
看護師学校等の名称	
入学年度	
貸与期間	年 月から 年 月まで
就 業 先	名 称
	所 在 地
	業務従事期間
死亡年月日	年 月 日
死亡の理由 (診断書等添付)	

附 則（昭和三十八年規則第七三号）

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第五六号）

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年規則第九六号）

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第一五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和四十七年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は適用日の前日において現に看護婦養成所、准看護婦養成所又は県立高等学校（衛生看護科）に在学する者で適用日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与額については、この規則による改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年規則第六〇号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第六一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和四十九年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（昭和四十九年三月奈良県条例第二十三号）による改正前の奈良県看護婦等修学資金貸与条例の規定に基づき修学資金の貸与を受けてい

る者又は施行日の前日において現にこの規則による改正前の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条第一項第三号から第五号までに規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与額については、この規則による改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和五十年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は適用日の前日において現にこの規則による改正前の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条の表第三号から第四号の二までに規定する看護婦学校等に在学する者で適用日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与額については、この規則による改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年規則第五八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十一年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現にこの規則による改正前の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条の表第三号から第四号の二までに規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与の額については、この規則による改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五二年規則第五二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十二年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現に同条例第一条の二第二項に規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年規則第四四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十三年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現に同条例第一条の二第二項に規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年規則第七一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十四年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現に同条例第一条の二第二項に規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金を受けようとする者に係る修学資金の貸与の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年規則第四一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十五年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現に同条例第一条の二第二項に規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る

修学資金の貸与の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年規則第五〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和五十六年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現に同条例第一条の二第二項に規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年規則第六三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において現に奈良県看護婦等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者又は施行日の前日において現に同条例第一条の二第二項第二号に規定する看護婦学校等に在学する者で施行日以降新たに修学資金の貸与を受けようとする者に係る修学資金の貸与の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年規則第二二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に修学資金の返還の事由が生じた者に係る返還期限延期申請書の提出については、なお従前の例による。

附 則（平成二年規則第三三号）

この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二号の規定は、平成二年三月一日以後に看護婦学校等を卒業した者の修学資金について適用する。

附 則（平成三年規則第一二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奈良県修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成三年三月一日現在において看護婦学校等に在学する者及び平成三年四月一日以後に看護婦学校等に入学した者について適用する。

附 則（平成五年規則第四四号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第四七号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第五二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第五六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第二条第七号に掲げる老人保健施設において看護婦等の業務に従事した者については、当該老人保健施設は、改正後の第二条第七号に掲げる介護老人保健施設とみなす。

附 則（平成一二年規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奈良県看護婦等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十二年度以後に新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成十一年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年規則第四六号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年規則第四〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十四年度以降新たに貸与を受ける者について適用し、平成十三年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十六年度以降新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成十五年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年規則第三五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一八号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第五九号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一一二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成二十五年以降新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成二十四年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年規則第五二号）

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四七号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第四六号）

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成三十年以降新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成二十九年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（令和二年規則第五一号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第四六号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第四一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（平10規則20・全改、平14規則40・平17規則35・平25規則112・平30規則46・令2規則51・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（昭38規則73・昭50規則7・昭61規則22・平14規則40・平17規則35・平25規則112・一部改正）

第3号様式（第7条関係）

（昭61規則22・追加、平3規則12・平14規則40・平17規則35・平25規則112・一部改正、令3規則46・旧第5号様式繰上）

第4号様式（第9条関係）

（昭38規則73・昭50規則7・一部改正、昭61規則22・旧第3号様式繰下・一部改正、平3規則12・平14規則40・平17規則35・平25規則112・平30規則46・一部改正、令3規則46・旧第6号様式繰上・一部改正）

第5号様式（第10条関係）

（平3規則12・全改、平14規則40・一部改正、令3規則46・旧第7号様式繰上・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（平3規則12・全改、平14規則40・一部改正、令3規則46・旧第8号様式繰上）

第7号様式（第14条関係）

（平3規則12・追加、平14規則40・一部改正、令3規則46・旧第9号様式繰上・一部改正）

第8号様式（第15条関係）

（平3規則12・追加、平10規則20・平14規則40・一部改正、令3規則46・旧第10号様式繰上・一部改正）